

委員の質問に対する回答について

内木委員よりご質問をいただきました計画策定時の一時預かり事業の算出方法について（会議録11ページ）は、以下のとおりとなります。

① 家庭累計推計の割合

ニーズ調査（アンケート調査）に基づき、各家庭の就労形態や世帯の状況ごとに分類を行い、その割合を算出します。

【家族累計表】

	分 類	補 足
タイプ A	ひとり親	
タイプ B	父母がフルタイム	
タイプ C	父母のどちらかがフルタイムとパート	（月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ C'	〃	（下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ D	専業主婦（夫）	
タイプ E	父母がパート	（双方月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ E'	〃	（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプ F	両親が無職	

② 支給認定ごとに一時預かり事業の利用割合を基に「利用意向」という数値を算出します。

【1号認定の算出方法】

対象としている家庭累計推計は、家族累計表のタイプ C'、D、E'、F となります。

このタイプごとに「1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合」と「不定期事業を利用している幼稚園利用者の幼稚園型一時預かり等の利用割合」に対して「家庭累計別の利用意向日数（日）」を掛け算して「利用意向」を算出します。

【2号認定の算出方法】

対象としている家庭累計は、家族累計表のタイプ A、B、C、E となります。このタイプごと「利用意向率（割合）」と「就労日数（日）」を掛け算して「利用意向」を算出します。

③ 一時預かり事業のニーズ量を算出

0歳から11歳までの年齢別人口から、幼稚園の該当年齢となる3歳から5歳の児童の家庭累計別児童数を算出し、その児童数に②で算出した支給認定ごとの「利用意向」の数値を掛け算し1号、2号の支給認定のニーズ量を算出しています。

算出方法については以上となります。

内木委員のご質問では特に2号認定の数値が大きくなっているため、この部分の算出方法について「保育時間を基にした算出を行っていたのか」をお尋ねいただきましたが、上記に記したとおり2号認定になる可能性のある家族累計（保護者の就労形態、世帯状況など）によって数値の算出を行っております。